

海洋レジャー

ISSN 2433-5185

2024.
Vol.

11

海の仲間と共に



一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会

Japan Marine Recreation Association



Have Fun and Be Safe

心の豊かさを海を通じて実感できる未来を創り出す

私たちは、いつも、「日本の海」を大切にしてきました。

30年の歴史の中、200万を超える人々を海にいざない、

海を楽しんでいただくために、真摯に誠実に海の仲間の皆さんと向き合い、

ともに学び、海での安心サポート、救助システムを創りあげてきました。

さらなる30年、人間としての本質的な心の豊かさを海を通じて実感できる未来を創り出す。

海は、私たちにかげがえのない時を与えてくれます。

その感動をひとりでも多くの人に感じてほしい。

そして、未来を創る子供たちに伝えたい。

それが私たちのHave Fun and Be Safeに込めた思いです。

私たちは4つの事業を通じて
海洋レジャーの安全と安心をサポートしています。
私たちは海レ協(JMRA)です。



安全事業部
沿岸レジャーの安全活動



企画振興部
海洋レジャー情報の整備と提供



一般財団法人
日本**海**洋**レ**ジャー
安全・振興**協**会



救助事業部
プレジャーボート
救助システムの運営



特定事業本部
海へのパスポート
ボート免許の取得と更新

CONTENTS

海洋レジャー 第11号

- 2 会長挨拶
富士原 康一
- 3 理事長就任挨拶
江口 満
- 4 密輸防止締結式
- 5 安全事業部より
- 11 救助事業部より
- 20 企画振興部より
- 24 特定事業本部より
- column
- 25 特定操縦免許
- 28 協会だより
- 31 追悼 戸田邦司前会長
- 32 奥付



「海洋レジャー」というコンテンツ

一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会
会長

富士原 康一

今年の元旦に能登半島を襲った大地震は、新年を迎えた国民を文字通り震撼させる出来事でした。復興にはまだ時間を要する見込みであり、被害に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げます。

このような大規模な自然災害に見舞われた際には、国や他の地域からの支援が必要とされるのはもちろんですが、まず、地域の方々が一丸となって助けあうことの大切さ、都会に住んでいると忘れがちなコミュニティの重要性を再認識させられることにもなりました。当協会としても、日本赤十字を通じて心ばかりの復興義援金をお送りさせていただいておりますが、とにかく、被災地が一日も早く復興するように心よりお祈りしております。

一方で、いつまで続くかと思われていたコロナ禍もようやく沈静化し、平穏な日常を取り戻したかに見えますが、国民の消費傾向にはコロナ前とは異なる傾向が現れているように思われます。外出や旅行などの娯楽消費が増加するのは当然のこととして、健康やウェルネスに関連する商品やサービスへの消費が顕著に増加しています。さらに、オンラインショッピングやデジタルコンテンツへの支出も増えており、在宅での生活が続いた中で、デジタル化が進んでいることが影響したものだと考えられます。デジタル化が進むことで生活の利便性が増すことに間違いはありませんが、一方で、人と対面する機会が少なくなり、コミュニケーションという人が成長する上で必要、かつ、重要な機会を失いつつあるという負の側面もそこにはあるということも否定できません。人と会い、話をし、時には、壮大な自然と向き合うことで自らを見つめ直す、これは、これまで日本人が普通にやってきたことで、これが普通でなくなってきたとすれば大きな問題です。

当協会はコロナ禍で小型船舶操縦士の免許取得者が急増した背景から、国民の多くは、海や船に大きな関



心があることを再確認いたしました。海洋レジャーというコンテンツは、バーチャルな世界では決して味わえない大自然を体感し、楽しむ中で人との繋がりを経験させてくれる大事な機会を与えてくれるものだと思います。

当協会は、小型船舶操縦士国家試験、ボート・ヨットの救助を行うBAN事業、レジャーダイバーを対象とした緊急医療援助・安全/医療情報・保険等を提供するDAN事業に加え、新たに免許受有者の知識・技能の不安を解消し、ボートライフのサポートを行うJMRA操船教習の事業化に取り組むなど、これからも人々が海の魅力を発見し、安全にそれを楽しむ機会の提供、開発に努めて参ります。今後ともご支援とご協力を賜ります様、よろしくお願いいたします。

就任ご挨拶

一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会
理事長

江口 満

このたび(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会理事長に就任しました江口でございます。宜しく願いいたします。

私は、前職では42年間海上保安庁に勤務し、その間「海」を職場として参りましたが、仕事以外でも、幼い頃から故郷秋田では漁師の叔父に可愛がられ、夏休みになるとそのほとんどを叔父の住む県北の八森の海で過ごすなど海に親しんで育ちました。また、海上保安官のスタートとなった海上保安大学校での学生時代、課外活動ではヨット部に所属し470級に乗りセーリングにいそしみ、現在もフォールディングカヤックを二艇所有し余暇には海に出るなど「海洋レジャー」を身近に感じて過ごしてきました。

仕事では巡視船での勤務や、警備救難業務での管理職などを経て、平成28年に海難事故対策、とりわけ海洋レジャー関係船舶・人身事故への対策を大きな課題として海上保安庁に新設された「安全対策課」の初代課長を務め、在任の2年間、海洋レジャー関係の組織、団体、企業の方々と連携しながら様々な施策の立ち上げに取り組みしました。今春から五代目の課長が就任されていますが、Water Safety Guide、安全推進アドバイザー制度といった当時の枠組みが発展継承されているのを嬉しく思いつつ応援しております。同課は当時から当協会との接点も多く、BAN、DANといった直接事業はもとより、JBWSS、東京湾大感謝祭などの枠組みでも協働させていただき、IBWSSでは、フロリダ、ケンタッキーと2年にわたり参加して協会職員の方とも同行させていただきました。

離任後は第八・七管区海上保安本部長、海上保安庁大学校長を務めて退官いたしました。改めてそうしたご縁のあるこの業界、組織に関わらせていただくことを、大変嬉しく、また誇りに思っております。

当協会は、ダイビングの安全に関わる事業(DAN事業)、プレジャーボート等の救助システムの運営に関わ



る事業(BAN事業)、海洋レジャーの振興と海洋思想の普及に関わる事業(振興・普及事業)、ボート免許の取得と更新等に関わる事業(特定事業)の4つの直接事業を核に、「UMI協議会」及び「海の駅ネットワーク」では事務局を務めさせていただくなど、広く海洋レジャーの安全・振興に寄与させていただいております。

もとより「安全と振興」は一体。これを推進するためには関係の組織、団体、企業、個人…海を愛し楽しむ全ての方々が、それぞれの強みを活かして連携・協同することが大切だと考えております。

当協会も、役職員一同一丸となって事業展開を進めて参りますので、ご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

財務省関税局と 「密輸防止等に関する覚書」を締結しました

救助事業部長
門 春彦

当協会は、令和6年5月27日(月)財務省本庁舎4階国際会議室において、密輸防止のための協力関係強化を目的とした覚書を財務省関税局と締結しました。

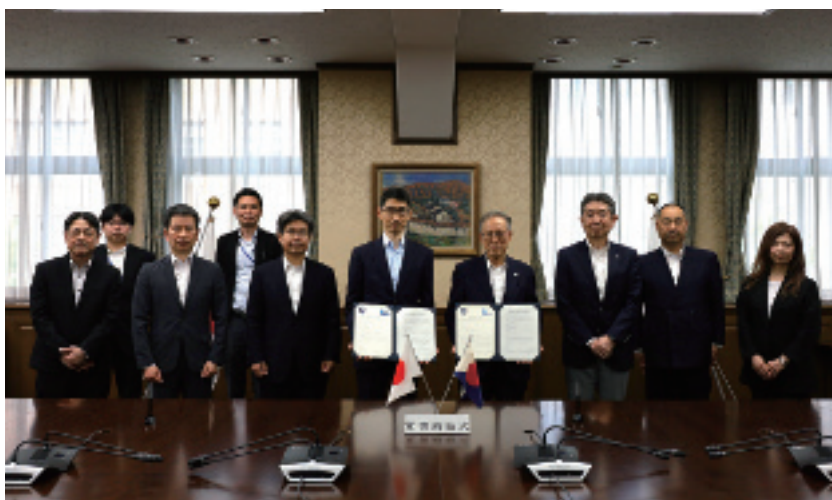
これは、法令で輸入が禁止されている物品の国内流入阻止やテロ未然防止に向けた水際対策の一環として、民間企業や業界団体との協力関係を強化することで国内への侵入を阻止することが目的です。

特にBAN事業に協力し、救助要請に対して救助船を出動させるRS（レスキューステーション）は、マリーナや海事事業者等が行っているため、水際における不審者や不審物等にいち早く接する立場にあることから、関係情報の提供により、税関の取締り業務の執行に非常に役立つものと期待されています。

なお、同様の「密輸防止等に関する覚書」は、11の業界団体と締結されているそうです。

さて、本締結式についてですが、財務省側から江島関税局長、山崎審議官、馬場監視課長、比嘉監視取締調整官が出席し、当協会は富士原会長の他、宮里業務執行理事、門救助事業部長、若山BAN係長が出席しました。

出席者は、15分ほど別室にて懇談したのち締結式会場に移動し、江島関税局長の挨拶後、富士原会長が挨拶



「密輸防止等に関する覚書」の締結式

を行い、その後「密輸防止等に関する覚書(MOU)」に双方が署名を行いました。締結後は出席者全員による記念撮影が行われ、無事に締結式を終えることができました。

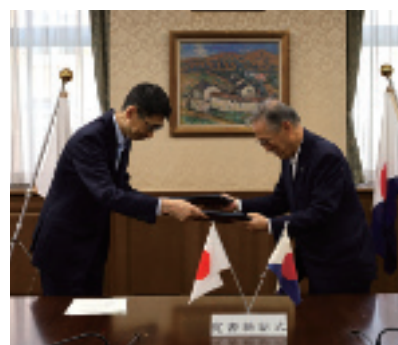
財務省関税局においては、密輸防止に向け様々な取り組みを行っています。しかし監視の範囲は広範囲にわたり、税関当局や警察、海上保安庁等も含めた行政機関による監視だけでは限界があります。日本沿岸の安全、安心を守るためには我々海事関係者も監視に協力する必要があります。

当協会RSは常にエリア内の海岸線付近で活動しており、普段見当たらない不審船や不審人物について発見することが容易です。不審物などを発見した際は自身の安全を最優先に税関の「密輸ダイヤル(0120-461-961)」や

関係各所へ速やかな通報を行っていただきたいと思います。

また、今後は、RSであるマリーナ等において開催している安全講習会などにおいて、近隣税関職員による密輸防止等に関する講演を行っていただくことで、RSや会員だけに留まらずマリーナ業界全体で海の安全、安心を図っていききたいと思います。

以上



安全事業部

レジャーダイバーを対象に
安全／医療情報・保険・緊急医療援助を提供し、
ダイビングの安全性を高めるDAN JAPANは
安全事業部により運営されています。



沿岸レジャーの安全活動事業のご紹介

沿岸レジャーの安全に関する知識の普及・啓発を行う海上安全指導員等(海上安全指導員及び安全潜水管理者)の登録業務等をはじめ、安全講習業務及び調査研究業務を行っています。また、令和4年度から、「(公財)日本スポーツ協会公認スクーバダイビング指導者資格認定事業」、「スノーケリング指導者等資格認定事業」、「ウォーターアクティビティー酸素供給資格認定事業」、「全日本スポーツダイビング室内選手権大会」の事業を(一財)社会スポーツセンターから承継し、実施しています。

1. 海上安全指導員等登録業務の実施

各種海洋レジャーの安全を確保するため、安全に関する知識の普及・啓発を行うことを目的とする次の海上安全指導員等の更新登録を行っています。

(1) 海上安全指導員

① サーフィン海上安全指導員

サーフィンの一般愛好者に対し、安全なサーフィンを指導するとともに、その普及・発展に貢献するサーフィン海上安全指導員を認定しています。

② フィッシング海上安全指導員

一般の釣り人に対し、安全な釣りを指導するとともに、その普及・発展に貢献するフィッシング海上安全指導員を認定しています。

③ ボードセーリング海上安全指導員

ボードセーリングの一般愛好者に対し、安全なボードセーリングを指導するとともに、その普及・発展に貢献するボードセーリング海上安全指導員を認定しています。

(2) 安全潜水管理者

レジャーダイビングの安全確保を図るために、安全潜水



管理者を認定しています。

2. スクーバダイビング指導員等 養成事業の実施

スクーバダイビング、スノーケリング等に関する安全知識の普及・啓発を図るため、各資格取得者の認定、登録、更新研修会等を実施しています。

(1) 公認スクーバダイビング指導者

(公財)日本スポーツ協会との共同事業として、公認スクーバダイビング指導者の認定を行っています。

(2) スノーケリング指導者等

スノーケリングに関する安全知識の普及・啓発を図るため、スノーケリング指導者等を認定しています。

(3) ウォーターアクティビティー酸素供給資格

従来より、DAN JAPANにて実施しているDAN酸素講習に加え、ウォーターアクティビティー全般に関係する人を対象に、トレーナー、インストラクター、プロバイダーの各資格認定を行っています。

(4) 全日本スポーツダイビング室内選手権大会

スクーバダイビングの健全な普及と振興、さらに安全思想の普及を図るため、「全日本スポーツダイビング室内選手権

大会」を開催します。

日程：令和6年12月14日(土)

会場：東京アクアティクスセンター（東京都江東区辰巳）

詳細は、当協会ホームページ(<https://www.kairekyo.gr.jp/>)をご参照ください。

3. 安全講習業務の推進

ダイビングの安全に関する知識の普及・啓発を図るため、「安全潜水を考える会研究集会」をはじめ、公認スクーバダイビング指導者更新研修会を兼ねた安全講習会を各地区で開催しています。

4. 調査研究の実施

事故防止活動に資するため、潜水事故のデータを収集・分析し、ダイビングの安全対策や事故時の治療方法等について調査研究を行っています。

5. その他

「東京ベイ・クリーンアップ大作戦」等、海底清掃のイベントに参加し、SDGsの目標の一つである海洋ごみの削減について貢献しています。

以上



DAN JAPANのご紹介

(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会が運営する「DAN JAPAN」は、レジャースクーバダイビングの安全性の向上を目的として1992年1月にスタートした会員制の公益事業です。「DAN」とは「Divers Alert Network」の頭文字で、「Alert」は「注意を喚起する、注意を怠らない、機敏な」という意味があり、安全意識の高いダイバーのための世界的なネットワークを構築しています。

医療サービス

☒ ホットライン(緊急対応)

ダイビングの後の体の異常など、ダイビングの緊急事態に電話でアドバイスとサポートをおこないます。

日本国内では救急搬送システムが整備されており、潜水事故の場合にもまず救急隊への連絡が最優先となります。しかし、ダイビングの事故は減圧障害など、一般的でない処置が必要な事象も多く発生するため、ダイバーに対し、重症化を防ぐ手立てなどの助言、再圧治療施設の紹介などの対応を24時間365日体制で実施しています。

☒ メディカル・インフォメーションライン (非緊急時対応・医療相談)

ダイビングと健康に関する悩みや心配事に対し、潜水専門医による医療情報を提供しています。また、質問の内容によりDD NET 医師を紹介する場合があります。

なお、医師による回答には通常1週間程度を要するため、減圧症の疑いがある場合にはホットラインでの対応となります。

☒ DD NET (ダイバーズドクターネットワーク)

潜水医学に理解のある医師、あるいはご自身がダイバーである医師で構成されるボランティアネットワークです。ダイビングに起因するケガや症状の診察、ダイビング健康診断などが必要な際、実際に受診可能な医師の協力体制を構築しています。

現在、全国で約250名の医師にご協力いただいております。DAN ホームページにて最新情報を提供しています。

保険関連サービス

☒ レジャーダイビング保険

DAN JAPANに入会すると、レジャーダイビング保険に自動的に加入となります。

この保険は国内または海外での「レジャーダイビング中に急激・偶然・外来の事故によって被った傷害」が補償対象となっています。

海外での治療費や救済費用は国内と比較して非常に高額になる傾向があります。そのため、現地の病院では治療や捜索を開始する前に保険の有無が確認されますが、意識のない時や行方不明時にはこの確認が困難となり治療や捜索の開始が遅れる可能性があります。そんな時でも、DAN JAPANのカードを事前に提示しておけば、保険加入の証明となり、スムーズな対応を受けることができます。

補償額(2023年8月)

	国内	国外
死亡・後遺障害	100万円	100万円
入院(日額)	8,000円	
通院(日額)	5,000円	
救済者費用	100万円	600万円
治療費用		400万円
携行品損害	10万円	

☒ DAN業務中プラン保険 (会員向け業務用傷害保険)

自動加入のレジャーダイビング保険では、業務中のケガは補償対象外となります。そのため、業務に従事するDAN会員のために、業務中のケガをカバーする傷害保険を提供しています(別途申し込みが必要です)。

☒ DANダイバープラス保険 (傷害補償特約付団体総合生活補償保険)

国内外の「傷害死亡・後遺障害」「携行品損害」「キャンセル費用」などを補償するDAN会員向け保険です。スクーバダイビング中に限らず日常生活でも補償されます(別途申し込みが必要です)。

☒ ワールドワイドサポート

インターナショナルDAN (IDAN) のネットワークにより、DAN JAPANの会員は海外のダイビングリゾートで事故にあった時にもスムーズに救助、搬送、治療、医学的相談を受けることができます。

また、三井住友海上保険の緊急アシスタントサービスも付帯して

おり、海外からでも24時間365日、保険に関するお問い合わせに日本語受付で対応しています。

安全情報提供サービス

潜水事故緊急ハンドブック

入会時に、潜水事故に関する応急処置の方法や症状などを解説したハンドブックを配付しています。簡単な自己診断チャート、ダイビングに関連する安全対策、潜水事故に関する諸症状の対策、減圧症に対する応急処置、緊急時の連絡先等を1冊にまとめています。

各種講習会・セミナーと、報告書『潜水事故の分析』

年1回の安全潜水を考える会研究集会、複数地域で開催されるダイビング安全講習会など、多様な講師から発信される、ふだん触れることのできない情報について直接聴講することができます。DAN会員は、参加費無料です。

また、毎年のダイビング事故に関する報告書として『潜水事故の分析』を作成しています。

会報誌「Alert Diver」

年4回発行される会員様限定のウェブマガジンです。潜水医学を

基にした安全潜水の情報や、各国DANの調査および研究報告など、DAN会員の皆様にとって役に立つ情報を提供します。

DAN Webサイト

会員専用ページ「My DAN」内にて、過去の『Alert Diver』の閲覧、海外のDANの記事の掲載、その他安全潜水関連の記事の提供をしています。また、DD NET、スポンサー、パートナーシップメンバー等の情報を一覧で閲覧できます。さらに会員登録変更や入会・更新もオンラインで24時間手続きが可能です。

トレーニング

DAN「潜水事故における酸素供給法」講習

ダイビング事故の際、減圧傷害を疑う事故者に対して、救急隊が来るまでの間、もしくは最寄りの治療施設への移送中に、医療用酸素を使用した応急手当を行うことを目的とした講習会を開催しています。ダイビング事故の被害を最小限に抑えるための酸素の特性や扱い方を理解・習得し、専門の知識とスキルを身につける講習です。

DAN JAPAN 会員募集中!!

●入会金：5,000円 ●年会費：8,000円

DIVERS HELPING DIVERS®

ダイビングを
楽しむために
安全は
最優先事項

DAN JAPANは
ダイビングの安全性向上を
目的として活動しています



DAN JAPANは（一財）日本海洋レジャー安全・振興協会
が運営するレジャーダイバーのための団体です

DAN JAPAN/
（一財）日本海洋レジャー安全・振興協会
神奈川県横浜市中区本町4-43 A-PLACE馬車道9F
Tel.045-228-3066
info@danjapan.gr.jp

安心のDAN JAPAN会員サービス

- その1 緊急ホットライン（24時間/365日）
ダイビングの緊急事態が発生した際、電話でのアドバイスとサポートを提供。海外DANとも連携で安心
- その2 メディカル・インフォメーションライン（医療相談）
潜水専門医によるダイビングに関する医学情報を提供。ダイビング前後の非緊急の相談に回答
- その3 レジャーダイビング保険（傷害保険）
レジャーダイビング中のケガを補償し、減圧症や救援者費用にも対応。会員は任意で業務中や携行品を補償する団体保険にも加入可能
- その4 安全情報提供
Web会報誌「Alert Diver」を発行。安全潜水に役立つ、正確で最新の情報が満載
- その5 再圧治療費補助制度
発症が疑われるダイビングから2週間以内の再圧治療費を一部補助



Illustration&Design PanarDesign

釣り人(遊漁船・プレジャーボート利用等)の皆様へ

クロマグロ

資源保護のお願い

クロマグロ(メジ、ヨコワ、シビ等)の
資源回復のため、採捕制限を実施しています。
釣り人の皆様にもご理解とご協力をお願いします。

山口県水産研究センター提供



クロマグロ小型魚(30kg 未満※)採捕は周年禁止！

■意図せず採捕した場合には直ちにリリースしてください。
※概ね体長(頭の先から尾の付け根まで)100cm以下が目安ですが、個体差があるので、
100cm以上でも30kg未満のおそれがある場合はリリースするようにしてください。

クロマグロ大型魚(30kg 以上)採捕は3日以内に報告を！ キープは1人1日1尾まで！(採捕禁止期間を除く)

■リリースしたものについては報告義務はありません。

時期ごとに採捕数量を管理し、数量が多い場合は
採捕禁止期間を設けます。



LINE公式アカウント



報告サイト

報告は、LINEアカウント又は報告サイトから
簡単にできます。
LINEアカウントからは過去の釣果記録を確認
することも可能です。

上記の詳しい内容は右のQRコードから水産庁のWebサイトで、
釣行前には必ず採捕禁止期間ではないことを確認してください。



クロマグロ
遊漁規制



水産庁

クロマグロ 遊漁

検索

【お問合せ先】 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室
TEL: 03-3502-8111(内線6705)

救助事業部

プレジャーボート・ヨットのオーナーを対象に、
航行不能または困難となった場合に
安全な最寄りの係留地まで曳航する救助システム
BAN (Boat Assistance Network) を運営しています。



Rescue Station File

レスキューステーション・ファイル

file.18 唐泊鉄工所



唐泊港に隣接する唐泊鉄工所。福岡市全域の漁業者、ボーターから信頼される老舗の“フネ屋さん”だ

東の九州本土から志賀島までの
びる海の中道と、西の糸島半島で形
成される博多湾(福岡湾)。湾奥に
は特定重要港の博多港があるため
通年多くの船舶が往来し、また湾を
出た目の前の玄界灘は大陸棚が広
がり全国でも有数の漁場として知ら
れている。

そんな博多湾の西岸の突端、糸
島半島の唐泊港に本拠を置く唐泊
鉄工所は、代々大手メーカーの特約

店として漁船の販売・修理を行うほ
か、〈カラトマリン〉の愛称でプレ
ジャーボートの販売・修理、ボート
免許教室の開催なども展開する地
域の有力なボート販売店でもある。
地元で根差した企業として、以前か
ら漁船・プレジャーボート問わず、
顧客から請われて救助実務を行っ
ていた経緯もあり、2018年の九州
BANスタート時からRS(レスキュー
ステーション)として名を連ねその

活動を続けてきた。

BANの要請によるレスキュー出
動は、平均すると年間5～6回ほど。
浅瀬の多い博多湾だけに、座礁が
頻繁に起きるかと思いきや、機関故
障や燃料欠乏が多いとのことだ。

「湾内は釣果があまり期待できず、
ほとんどの方が玄界灘に出ますから
ね。15分も走れば玄界島などいいポ
イントが多いし、大物狙いで壱岐あ
たりまで足を伸ばす人もいます。博



左:糸島半島のほぼ先端にある唐泊港は、その昔遣唐使船の風待港として使用され、遣唐使の宿泊する場所ということで唐泊と呼ばれるようになったとか



唐泊鉄工所の工場。船舶の販売だけでなくエンジンから船体まで総合的な修理・艤装サービスを提供している



主にプレジャーボート関連の業務を担当している専務取締役の門司直子さん

Rescue Boats



〈カラトマリン〉(ヤンマー FX24EZ)

レスキュー艇に使用するのディーゼル船内外機仕様のヤンマー FX24EZ。粘り強く堅実な走り、要救助艇を曳航する



直子さんの隣が弟で代表取締役の門司大典さん。救助出動は大典さんとスタッフが担当。「うちが出せない時、周囲のRSが出動してくれる連携性もBANのいいところですね」(大典さん)

多湾から出る際うちは位置的に最後のRSなので、その海域でのトラブルと呼ばれるようです」

そう説明してくれるのは唐泊鉄工所の専務取締役でプレジャー業務を担当する門司直子さん。彼女によると、関東などに比べ当地域にはマリナ施設が少ないために各地の港に係留というパターンが多く、さらに昨今ではネットの直接売買でボートを入手するケースもあり、BANや

保険についての知識を持たないボーターも少なくないという。

「そういう方が縁あって、うちに修理などを依頼されるときは、一から説明させていただきます。必要性に納得してBANに入会される方もいますね」(門司さん)

また救助にかかった費用などについて自ら交渉しなければならなかった以前に比べ、救助者の負担がはるかに軽くなったこと、要救助者とのや

りとり経験豊富なROC(レスキューオペレーションセンター)のオペレーターが間に入り情報整理を行い適切な指示を出してくれることで、一連のレスキュー作業自体がスムーズに行えるようになったことなど、救助する側におけるBANの効用も強調する。

運用開始から6年、九州BANはこのエリアで安全にボートングを行うために欠かせないインフラの一つとして、その重要性を高めているようだ。

Rescue Station File

レスキューステーション・ファイル

file.19 新西宮ヨットハーバー



西日本最大の保管隻数を誇る新西宮ヨットハーバー

大阪や神戸市内からは高速道路で約30分、神戸空港や大阪国際空港からもアクセスしやすい新西宮ヨットハーバーは、西日本最大級の規模を誇るマリーナだ。センターハウスには老舗・名門の関西ヨットクラブの事務所があり、ヨットの聖地として知られている。

そんな新西宮ヨットハーバーを母港とするのはモーターボートに、ヨット約500艇。BAN団体契約マリーナ

となってるため、条件に合わない一部の船舶やシステムが運用される以前からの古いお客を除き、BANへの入会が同ヨットハーバーにフネを置くための条件となっている。

一方、関西を代表するマリーナだけにRSとしての態勢も充実している。救助艇としては、波の中でも安定して走れ大型艇の曳航にも無理なく対応する40フィート艇のほか、小回りが利き被救助艇への接舷なども

行いやすいRIB2艇がスタンバイ。ROCを通じて救助の要請がかかると、状況に応じて救助艇がチョイスされ、司令塔の佐藤宏樹業務課長とベテランのヤードスタッフが乗り込み被救助者のもとに駆けつけるといことになる。

同RSの場合、そうした出動は月1回ほどのペースだという。出動可能な場合、ROCからの要請により当然ながらどんな相手でもレスキューに



堀江賢一氏と縁の深い同ヨットハーバーには、氏のこれまでの冒険に使用された〈マーメイド〉が2艇展示される。写真は1989年のサンフランシスコ-西宮横断の〈ミニマーメイド〉



風景を見ながらテラススペースで食事が楽しめる、レストラン「フリアンディーズ」

Rescue Boats



〈ストーク2〉(ソディアック550)



〈ストーク〉(ヤマハFG-40)



〈ストーク3〉(ソディアック750)

〈ストーク3〉は東京五輪ヨット競技でカメラ艇として使用されたRIB



上：声がかかれればBANのレスキュー艇で出動する経験豊富なヤードスタッフと
左：佐藤宏樹業務課長。「最近、着用率は向上していますが、BANで迎えに行ったときライフジャケットを着ていない方もいます。流されているときは何があるかわからないので、まずは確実に着けて欲しいですね」

向かうわけだが、結果的に同ハーバーのお客を救助というケースが大半を占める。トラブルの主な要因は機関故障や燃料欠乏などで、護岸が進んでいる大阪湾北部では座礁などは少ないという。

「それにうちの場合半分はヨットのお客さまなので、ヨットのレスキューが多いという特徴があります。セーリングの帰りにハーバーの手前でエンジンをかけようとするがかからな

い、というのがよくあるパターンですね」(佐藤さん・以下同)

ただ風のある日など、要請を受けてから会合にいたるまでに被救助艇が大きく流されてしまい、時には20マイルほども離れた明石海峡大橋付近まで足を伸ばしたこともあるとのこと。

「橋の辺りは航路が設定されていて大型船も行き来するので漂流すると危険です。その時は私たちが到着

するまで、海保の巡視艇が近くで見守っていてくれて助かりました」

BANの活動に海上保安庁の連携が加われば頼もしいことこの上ない。1996年の関西BANスタートから28年。佐藤さんによると、新西宮ヨットハーバーでは無くてはならないものとしてBANシステムへの認知は大幅に向上。もしもの時に頼れる海上保安庁以外のもう一つの手段としてすっかり定着しているとのことだ。

Rescue Station File

レスキューステーション・ファイル

file.20 横浜ベイサイドマリーナ



1,200艇強のボート・ヨットを海上係留。アジア最大級の規模を誇る横浜ベイサイドマリーナ

日本全国はいうにおよばず、アジアでも最大級の規模を誇る横浜ベイサイドマリーナ。周辺にはフードコートも備えた巨大アウトレットモールが設置され、ボーター&セラーのみならず、エリアは通年多くの一般客が来場する横浜の一大名所としても知られている。

マリーナ施設は1996年のオープン以来、随時拡大工事が施され、全て海上係留で1,400艇弱のキャパ

シティを有し、現在1,200艇強が同マリーナをホームポートとする。栈橋区画はカードキーでセキュリティ管理され、オーナーは24時間365日、いつでも出入港可能だ。

BANの団体契約マリーナであり、規格外のスーパーヨットなどを除き基本的に全艇がBANには入会済みという状況だが、これほどの巨大マリーナだけにRSとしての出動頻度も年間で30～40回と高い。月ベース

でならずと3回程度となるが、晴れて海象に恵まれた日などは出航する船が多い分トラブル発生も頻発し、朝・昼・夕と一日に3回の出動となることもあるという。

トラブルの主な原因は、定番の機関故障に加え、ゴミなど浮遊物の多い都会の海だけに絡索・絡網による航行不能が多いという。

「ベイサイドのお客さまの場合、燃料欠乏はほとんどありません。ことあ

左：広大な横浜ベイサイドマリーナのウエストハウスに、ROCからの連絡を直接受けるサービス課のオフィスがある



ウエストハウスのさらに西隣、メンテナンスヤードの海側に設置された給油バース。帰港後の給油が徹底されガス欠トラブルはほぼ皆無とのこと

Rescue Boats



〈ベイサイド3〉(ゾディアック850)

225馬力船外機を2機掛けした快速艇。走航性が高く他艇に接舷しやすいRIBはレスキューボートにうってつけ



横浜ベイサイドマリーナ 事業部サービス課課長代理の宮川和之さん



多忙な業務のなか、ひとたび要請がかかるとレスキュー出動を行う頼もしいスタッフの面々

るごとに我々スタッフからも『帰港したら必ず給油!』と、声をかけさせていただいている成果かもしれません。ガス欠より、むしろエレキモーターの使い過ぎなどによるバッテリー上がりで呼ばれることが増えました。最近の傾向でしょうか」

そう説明してくれるのは事業部サービス課の宮川和之課長代理。

同マリーナのRSとしての体制は、ROCからの要請をひとまずサービ

ス課で受け、営業課およびソフト課を合わせた8～12人のなかから2人(状況によっては3人)を編成して出動となる。そう聞くと豊富な人員に恵まれていると思いきや、実際は巨大マリーナならではの多種多様な業務を担いながらの出動であり、それほど余裕があるわけではないという。

「横浜ベイサイドマリーナがオープンした時には既にBANは稼働していて、すぐに定着しましたよね。お客

さまにとっては、24時間365日レスキュー対応をしてくれるBANがあるというのは安心感につながっているんじゃないでしょうか。もちろん我々にとっては、万一出動できる人員が揃わない場合にも、周囲の他のRSの方々が連携してレスキューに出してくれるというのはありがたい」

東京湾のボート・ヨットの安全はこうしたRSのネットワークにより支えられているのだ。

BAN 救助事例 レポート

※救助費用は会員は無料、非会員は実費となります。
※艇種の**MB**はモーターボート、**CY**はクルーザーヨット
※所要時間は救助要請から会合までの時間。

No. ① 燃料フィルターに水が溜まり、燃焼不良

大阪湾 古茂江港

〔船種〕**CY** 〔所要時間〕**54分**

古茂江港から東0.2マイル海上

〔処置概要〕 ■16:24 新西宮ヨットハーバー保管会員艇CY～ROCへ、上記位置付近にて、機関故障(オーバーヒート)により航行困難となり救助を求めてきた。なお、古茂江港所在、サントピアマリーナに入港予定で、同マリーナに入港手配済みであり、同マリーナへの曳航を希望。ROC了承。 ■16:40 RS田中海運(株)に救助出動依頼。同社了承。 ■16:43 該船に救助船手配済を連絡。 ■16:50 RS田中海運(株)所有救助船「せいかい」が和歌山北港から出動。 ■19:00 該船と会合、曳航準備。 ■19:10 サントピアマリーナ向け曳航開始。 ■19:30 サントピアマリーナ着、救助完了。 ■21:40 救助船、和歌山北港帰着。(救助料 147,400円 BAN会員のため無料)

No. ② 燃料ホースが経年劣化により裂け、燃料が供給されなかった

紀伊水道 日高町小浦埼

〔船種〕**MB** 〔所要時間〕**45分**

紀伊水道 日高町小浦埼から南西0.5マイル海上

〔処置概要〕 ■14:24 ナカヤマリーナ保管会員艇MB～ROCへ、上記位置付近にて機関故障(機関急停止、機関起動せず)により航行不能となり救助を求めてきた。 ■14:30 RS共栄丸に、救助出動を依頼、同船了承。 ■14:35 該船に救助船手配済を連絡。 ■14:50 RS共栄丸所有救助船「第12共栄丸」が、阿尾漁港から出動。 ■15:05 救助船から、該船と会合した旨及び、北寄りの風が8m程度連吹しており、北上するナカヤマリーナ方面への曳航は困難なため、該船船長了解のうえ、阿尾漁港に向け曳航準備する旨の連絡あり。ROC了承。 ■15:20 阿尾漁港向け曳航開始。 ■15:50 阿尾漁港着、救助完了。(救助料 59,400円 BAN会員のため無料)

No. ③ 舵油圧装置とドライブシャフトの取付け金具破損により舵作動せず

播磨灘 姫路市西島

〔船種〕**MB** 〔所要時間〕**100分**

播磨灘 姫路市西島から南方0.3マイル海上

〔処置概要〕 ■10:45 相生マリーナ保管会員艇MB～ROCへ、上記位置付近にて、舵故障により航行不能となり救助を求めてきた。 ■10:50 RS相生マリンに救助出動を依頼、同社了承。 ■10:52 該船に救助船手配済を連絡。 ■11:00 RS相生マリン所有救助船「SEA LION」が相生マリーナから出動。 ■11:45 該船と会合、曳航準備。 ■11:50 相生マリーナ向け曳航開始。 ■13:25 相生マリーナ着、救助完了。(救助料 128,700円 BAN会員のため無料)

No. ④ 冷却水ホース取付け金具の緩みによる浸水

若狭湾 赤礁埼

〔船種〕**MB** 〔所要時間〕**40分**

若狭湾 赤礁埼から北北東0.7マイル海上

〔処置概要〕 ■16:00 RS(株)マリーナジャパンうみんびあ大飯マリーナ～ROCへ、同マリーナ保管会員艇MBが赤礁埼の北北東沖にて、浸水(機関室に浸水が認められる)による救助の要請があり、救助船出動の準備が整っている旨連絡あり。ROC救助出動を依頼、同社了承。 ■16:04 該船に、救助船手配済を連絡し状況確認したところ、該船はマリーナ向け自力航行中であるが、機関室に浸水が認められ、機関を止めることに不安があるため、このまま航走する旨連絡あり。ROCから該船に対し、海上保安庁「118番」に救助を要請するよう指導。該船了承。 ■16:05 RS(株)マリーナジャパンうみんびあ大飯マリーナ所有救助船「Libra」が同マリーナから出動。 ■16:35 救助船から、該船と会合(位置:35-31.533N 135-40.812E)、該船から、機関を止めることに不安があり、このままマリーナまで自力航走する旨連絡があり、警戒伴走にて、該船の救助にあたる旨連絡あり。ROC了承。 ■16:39 第八管区海上保安本部運用司令センターに、救助要請確認を兼ね該船状況を説明のうえ、救助を要請。同運用司令センター了承。 ■17:05 うみんびあ大飯マリーナ着、救助完了。 ■17:08 第八管区海上保安本部運用司令センターに、該船はうみんびあ大飯マリーナ着、救助完了した旨を連絡。同運用司令センター了承。(救助料 74,800円 BAN会員のため無料)

No. ⑤ 舵が船体にめり込み、舵の付根から浸水

紀州沖 阿南市伊島

〔船種〕**MB** 〔所要時間〕**120分**

紀州沖 阿南市伊島から南東11マイル海上

〔処置概要〕 ■06:18 小松島マリーナ保管会員艇MB～ROCへ、上記位置付近にて流木と接触し浸水を認めた。浸水はバケツで排水できる程度のため、速力9ノット程度で、小松島マリーナ向け自力航行中であるが、航行に不安があり救助を求めてきた。 ■06:23 RS(有)小松島マリーナに、救助出動を依頼、同社了承。 ■06:36 該船に救助船手配済を連絡。 ■07:20 RS(有)小松島マリーナ所有救助船「UF-30」が、同マリーナから出動。 ■08:10 救助船から、該船と会合(位置:33-53.600N 134-50.800E)、警戒監視しつつ、該船の浸水状況を確認する旨連絡あり。ROC了承。 ■08:20 救助船から、該船の浸水はバケツ排水で対応できる程度の浸水であり、このまま自力航行にて小松島マリーナに向かってもらい、救助船は該船の警戒伴走に当たり小松島マリーナに向かう旨連絡あり。ROC了承。 ■10:10 小松島マリーナ着、救助完了。(救助料 167,750円 BAN会員のため無料)

No. ⑥ 燃料フィルターに水が溜り、燃料に混入し機関停止

駿河湾 清水灯台

〔船種〕**CY** 〔所要時間〕**50分**

駿河湾 清水灯台から東方0.8マイル海上

〔処置概要〕 ■17:17 富士山羽衣マリーナ保管会員艇CY～ROCへ、上記位置付近にて機関故障(機関急停止、セル回ると再起動せず)により航行困難となり、救助を求めてきた。 ■17:20 RS富士山羽衣マリーナ(株)に救助出動を依頼、同社了承。 ■17:28 該船に、救助船手配済を連絡。 ■17:30 RS富士山羽衣マリーナ(株)所有救助船「ORIDOII」が、同マリーナから出動。 ■17:50 該船と会合(35-00.459N、138-32.527E)、曳航準備。 ■17:55 富士山羽衣マリーナ向け曳航開始。 ■18:40 富士山羽衣マリーナ着、救助完了。(救助料 82,500円 BAN会員のため無料)

ROC:レスキューオペレーションセンター RS:レスキューステーション



海上で航行不能になったボート・ヨットを 最寄りの安全な係留地に 曳航または、伴走します。

無料

BANは、
シーマンのための
会員制救助
システムです

曳航・伴走 サービス

BANのレスキューネット
ワークは、マリーナや海事
従業者等の協力によって構
成され、24時間365日、乗
員の安全をサポートするこ
とを主な業務にしています。

会費例

■5トン未満艇の場合
入会金 10,000円
年会費 18,000円

■5トン～20トン
未満艇の場合
入会金 10,000円
年会費 36,000円

24時間・365日の
安心を月々わずか
¥1,500※から

※5トン未満の場合

BAN 救助サービスの制限

BAN救助サービス開始の依頼を受けた場合であっても、夜間、荒天、危険海域であること等の理由で人命に急迫した危険がある場合等、当該BAN救助サービスが実施できる範囲を超えていると判断されるときは、これに代わる適切な対応をさせていただきます。

レスキューの流れ

- 1 **トラブル発生!**
- 2 **SOS!**
- 3 **トラブル確認**
出動要請
- 4 **出動**
- 5 **曳航**
- 6 **無事到着**

BANのサービス海域

サービス海域は距岸10海里で、かつ電話の到達距離範囲内です

●RS(救助船基地): 824箇所
(2023年9月末現在)



会員募集中

0120-450-043

www.kairekyo.gr.jp/ban

ホームページからも申し込みできます。

企画振興部

企画振興部は、
海洋レジャーの振興と海事思想の普及に寄与することを目的に、
海に親しむ機会を創りだし、海洋レジャーへの関心を高めるため、
「親水事業」及び「舟艇の利用振興事業」を行っています。



安全に楽しく海のレジャーに親しんでいただき、海洋レジャー参加人口拡大のために、関連団体等と連携し親水、舟艇の利用振興、広報、調査研究事業を実施しています。



親水事業

各種マリイベントへ参加した方を対象に、プレジャーボートを使用して「体験乗船会」を実施しています。また、海の環境保護の重要性を学び、海の植物である海藻を使った「海藻おしば教室」を小中学校等に出向いて実施しています。体験乗船会と海藻おしば教室を合わせ、年間 2,000名程度の方が参加されています。



舟艇の利用振興事業

舟艇の利用振興のため、官民が協力して進めている海の駅ネットワーク事務局業務を行っており「海の駅」の推進をしています。また、舟艇利用者の利便性向上及び海の駅の利用促進を目的に、海の駅を起点としたイベント等を開催しています。

海のバリアフリーまつり

第16回海のバリアフリーまつりが、10月28日と29日に三重県津市河芸町のマリーナ河芸で開催されました。このイベントでは、障がいの有無や年齢を問わず、さまざまな船の乗船体験とマリンスポーツを楽しむことができ、バリアフリー環境で「気持ちいい海」を安全に体感できる二日間となりました。当日は多くのボランティアや関連団体が集まり、盛況を呈しました。

このバリアフリーまつりは、障がい者と健常者がふれあい、協力し合う場として企画されており、運営スタッフやボランティアが積極的に参加者に声をかけ、協力的な雰囲気を作り出しています。健常者の参加者は乗船のサポートを行い、障がい者の参加者には必要なサポートの内容を自らアピールするよう促し、積極的な交流の機会が提供されました。

特に注目を集めたのはハウスボート乗船体験です。このボートはフラットな甲板と屋根、二階を備え、乗降口が栈橋とほぼ同じ高さで段差がないため、車いす利用者も安心して乗船できます。

屋根があることで暑さにも対応し、大人数が乗船可能なため、知的障がいのある方々も仲間と共に安心してクルージングを楽しむことができました。

その他にも、福祉車両の展示や電動カート、電動車いすの試乗など、普段触れることの少ない福祉車両を体験する場も設けられました。また、風の力で進むヨットの体験乗船では、クルーザーヨットオーナーのサポートのもと、爽快な海

の風を感じることができました。プレジャーボートやシーカヤック玉入れなども人気を博し、特にシーカヤックでは、あいにくの強風の中でも笑顔が絶えない光景が見られました。

さらに、海を感じながらのストリートピアノ演奏も非日常的な体験として好評を博しました。全体を通して、多くの参加者が海の楽しさとバリアフリーの重要性を実感する、充実したイベントとなりました。



「第16回 海のバリアフリーまつり」

- 日時：10月28日(土)、29日(日)
10:00～16:00
- 会場：マリーナ河芸
(三重県津市河芸町東千里854-3)
- 入場料：無料

海イコ! マリン体験会 2024



CMやバラエティで豪快で美しいパッティングフォームが「神スイング」として話題を集めた稲村亜美さん。二級小型船舶免許を取得し、「陸の上を歩くように海の上で遊びたい」

マリンレジャーのシーズン開幕となるゴールデンウィークの喧騒もひと段落した5月23日、東京都江東区の若洲ヨット訓練所でメディアを対象にマリンレジャー体験会が開催された。

3回目の開催となる今回は、スペシャルゲストとしてタレントの稲村亜美さんを筆頭にミス日本「海の日」2024の有馬佳奈さん、釣りインフルエンサーの金澤美穂さんが参加して、メディアの担い手とともにマリンレジャーの楽しさを体験した。

メディアの担い手にマリンスポーツの楽しさを実際に味わってもらい、マリンレジャーのさらなる振興を図る「海イコ! マリン体験会2024」が今年も開催された。今回で3回目を数える同体験会は、安全なマリンレジャーの普及を目的にマリン関連の公益法人など13団体が連携し設立したUMI協議会の主催であり、日本海洋レジャー安全・振興協会は同会の事務局を務めている。

例年のように東京都江東区にある若洲ヨット訓練所を会場に、ボート、ヨット、ディンギー、PWC、カヤック、SUPといったマリンレジャーのギアが桟橋にずらりと並べられた様子はいつもながら壮観だが、しかしそれ以上に注目を集めたのはタレントの稲村亜美さんやミス日本「海の日」2024の有馬佳奈さん、



30フィートのサロンクルーザーを始め、PWCやSUP、ディンギー、シーカヤックといった普通の人なら「知ってはいるけれど乗ったことがない」アクティビティが集合した

釣りインフルエンサーの金澤美穂さんといったゲストの面々。オープニングセレモニーでは、体験会のオリエンテーションとともに、稲村さんがマリンレジャーに対する思いを述べ「私自身、2月に宮古島でシュノーケリングに行くくらい海が大好き。まわりには釣り好きの人が多いので、一週間前ですがつい



左から釣りインフルエンサーの金澤美穂さん、運動神経が抜群のタレント稲村亜美さん、ミス日本「海の日」にして東京大学工学部3年生の才媛有馬佳奈さん

に私も2級船舶免許を取得しました」とサプライズの発表も行い、集まったメディア関係者を驚かせた。

稲村さんは30フィートのサロンクルーザー型パワーボートをフライブリッジから操船。ゆっくりと桟橋を離れたボートは桟橋前を往復する。最初のうちはおっかなびっくりという様子だったが、徐々に



開会式ではUMI協議会の発足から様々な助力をいただいている国土交通局海事局舟艇室長(当時)の江頭博之室長があいさつ。UMI協議会とマリンレジャーの安全な振興の意義を訴えた



現在71歳で、現役セーラーでもあるUMI協議会、田久保雅己会長。生涯スポーツとしてのマリンレジャーをアピールし、メディアにさらなる広報を要請した



今回で3回目となるUMI協議会のマリン体験会。今回も多く参加者を集め、事故もなく無事に開催することができた

ボートを操る楽しさに目覚めた様子だ。最後は同乗したスタッフのサポートを受けて桟橋への着岸も難なく成功させた。その後、稲村さんは持ち前の運動神経の良さを存分に発揮し、SUPやPWCの後席に乗って初夏の海を満喫した。

一方ミス日本「海の日」2024の有馬さんと釣りインフルエンサーの金澤さんはパドルリングのインストラクションを受けて、シーカヤックにチャレンジ。他のア

クティビティに比べて圧倒的に水面に近く、パドルを使って静かに進むシーカヤックの楽しさを満喫、金澤さんは早速「カヤックで釣りをしてみたい」とその可能性に魅了されていた。ひとしきりアクティビティを楽しんだ有馬さんは、ライフジャケットの安全啓発デモンストレーションのモデルとして、最近主流の膨張式ライフジャケットを体験した。ガスボンベのトグルを引くと一瞬で膨張す

るライフジャケットに驚くとともに、その性能に安心感を覚えたようだ。

「やはり楽しいマリンレジャーって、安全を確保して成り立つものだと思います。だからこそライフジャケットの着用を徹底するなど安全に気を付けて楽しみたいですね」(有馬さん)

稲村さんをはじめとする特別ゲストがアクティビティを楽しんだ後は、来場者が思い思いのアクティビティを試して乗り込んだ。どれも乗る前にはインストラクターが的確なアドバイスを行っていて、不安な様子もなく初夏の海を楽しんでいたのが印象的だった。

こうしたプログラムは午前中にいったん終了(午後も自由参加の試乗会は続けられた)。閉会式ではUMI協議会の田久保会長から150万人いるとされるマリンレジャー人口の多さと、老若男女誰でも楽しめる素晴らしい趣味であることをアピールし、メディア各社に普及の助力をお願いして、閉会のあいさつとなった。



事前にわずかなレクチャーを受けただけで楽々SUPを乗りこなす稲村さん。ブレない体幹で普通ならぐらぐら揺らぎそうなハンズアップもスマートにこなしていた

安全で楽しい遊漁のために 遊漁船業務主任者講習

遊漁船業を行う場合は、
各遊漁船に遊漁船業務主任者を乗船させなければなりません。
遊漁船業務主任者になるためには、次の要件が必要です。



要件

資格

小型船舶操縦士免許（一級または二級）、または海技士（航海）免許を有していること
※小型船舶において船長を兼務する場合は、特定操縦免許も必要です。

実務経験

1年以上の遊漁船業務の実務経験か、遊漁船業務主任者の指導による
30日間以上の遊漁船における実務研修の修了。

講習

遊漁船業務主任者講習の修了。
約4時間/操縦免許証を取得する前でも受講できます。

※他書類を揃えて、各県水産課への申請が必要です。

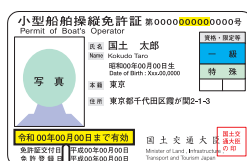
※令和6年4月1日より遊漁船法の適正化に関する法律の一部が改正された。

[詳しくはこちら](#)



小型船舶操縦免許証の 更新・失効再交付講習

小型船舶操縦免許証は5年ごとの書き換えが必要で、
有効期限の1年前から更新手続きを行うことができます。
有効期限を過ぎた場合は失効再交付講習を受講して
再交付の手続きを行えば、再び操縦ができます。



※講習日程お申し込みは
こちら

[詳しくはこちら](#)



※ご注意ください！
操縦免許証の有効期限は、
誕生日ではありません！

手続き方法

① 受講申込み

海事代理士に依頼する
(要代行手数料)

ご本人が行う場合

①インターネット ②郵送 ③JMRAの窓口
いずれかの方法で行う

② 講習を受講

- ①身体検査(人数によりますが概ね30分)
身体検査に合格しないと講習を受講できません。眼鏡や補聴器が必要な方は、必ず準備してください。
- ②講習(更新約1時間、失効約2時間半)
講習を修了した方には、身体検査証明書・修了証明書が交付されます。
※講習を受けただけでは、免許証は更新(再交付)されません。

③ 申請手続き

海事代理士が
運輸局等への
申請手続きを
代行します

申請方法(いずれかの方法で)

- ①運輸局等の窓口へ本人が持参
- ②運輸局等へ郵送

※すべての書類[小型船舶操縦免許証(更新のみ)・身体検査証明書・
修了証明書]の有効期限内に、申請手続きを行ってください。

特定操縦免許制度が変わりました!

小型旅客船や遊漁船など、人を輸送する事業用小型船舶の船長になろうとする者に必要な「特定操縦免許」の制度が、船舶職員及び小型船舶操縦者法の改正により、令和6年4月に改正されました。

平成15年から始まった特定操縦免許の制度は、それ以前に小型資格を取得した者にはすべて付与され、以降の資格取得者に対しては「小型旅客安全講習」と称する救命講習を受講することで付与されました。

令和4年の知床での旅客船事故を受け、海難発生時の対処だけでなく、事故を未然に防ぐという観点から、資格取得のための講習も船長の知識・技能の向上を目指した内容となり、名称も「特定操縦免許講習」と変わりました。

これから特定操縦免許を 取得する方

○ 特定操縦免許講習について

・ 講習の内容は、現行の小型旅客安全講習の内容である救命に関する科目(7時間以上)に、小型旅客船の船長の心得に関する科目(学科4時間以上)及び小型船舶の取扱い、基本操縦及び応用操縦に関する科目(実技4時間以上)を加えた、合計15

時間以上の講習課程となります。

○ 履歴限定制度の導入

- ・新たな特定操縦免許では、一定の乗船履歴(注1)がない場合、小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できる航行区域が平水区域に限定されます。

・ 沿海区域以遠を航行する小型旅客船・遊漁船の船長となるためには、一定の乗船履歴を積むことにより限定解除を行う必要があります。

(注1)必要な乗船履歴：沿海区域以
遠を航行する総トン数200トン未満の
船舶において1年以上船長、航海士
又は甲板部員として乗り組んだ履歴

**すでに特定操縦免許を
受有している方**

令和6年3月31日までに特定操縦免許を取得した方は、経過措置として令和8年3月31日までは特別な手続きをすることなく、引き続き小型旅客船・遊漁船に船長として乗船可能です。

○ 移行講習

・移行講習(特定操縦免許講習の課程のうち、今回追加された学科講習及び実技講習)を受講し、修了試験に合格することで、新しい特定操縦免許を受けることができます。また、乗船履歴(注2)がある方は、実技講習

が免除されます。

(注2) 移行講習時の乗船履歴：小型旅客船・遊漁船の船長として3ヶ月以上乗船した履歴。履歴限定解除に必要なとなる履歴ではないことに注意

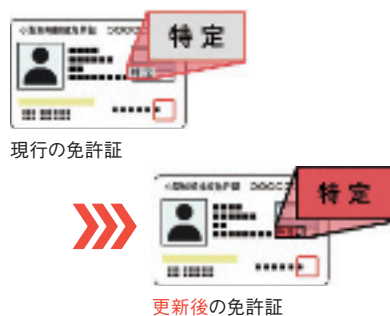
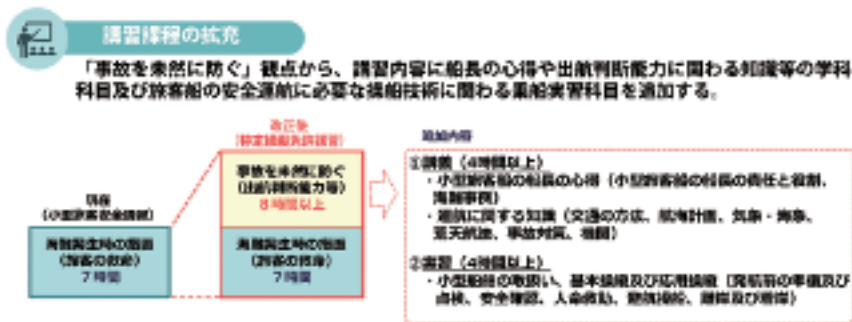
○ 経過措置期間中に切り替えをせず、操縦免許証の更新のみを行った場合

・令和6年3月31日以前に特定操縦免許を取得した方の操縦免許証は、「特定」資格欄の背景が灰色ですが、経過措置期間中に移行講習を受講せずに操縦免許証の更新を行った場合には、資格欄の背景は赤色に変わります。赤色であっても経過措置期間が満了する令和8年3月31日までは、引き続き小型旅客船・遊漁船に船長として航行区域の制限なく乗船可能です。

○ 操縦免許証の更新時機が経過措置期間の満了日以降で、経過措置期間内に新しい特定操縦免許に切り替えを行わなかった場合

・旧特定操縦免許は抹消され、令和8年4月1日以降は小型旅客船・遊漁船の船長として乗船することはできません。

・操縦免許証の「特定」資格欄は、背景が灰色のままですが、記載があっても無効となります。



全国

ボート免許 試験会場めぐり

第

11

回

海鮮に温泉、マリンスポーツを満喫できる三河湾随一のスポット

西浦シーサイド

まずは、西浦シーサイドの特徴を教えてください

藤原：マリンショップアルファ・西浦シーサイドは、舟艇の販売・保管・整備を中心に行ってまいりましたが、令和3年にキャンプ場を開設し、同時にBBQ施設も用意いたしました。また、ヤマハマリンクラブ・Sea-Styleによるモーターボート・水上オートバイ・ジェット推進のスポーツボートもレンタルが可能です。海に面した絶好のロケーションで、釣りや様々なマリンスポーツ、キャンプ、BBQなど海辺での余暇を十分に楽しんでいただける施設となっています。

キャンプ場についてお聞かせください

藤原：キャンプ場については、前述のと



三河のみならず尾張、名古屋、知多からも多くの方々がここで受験する(1Fショップ・2F試験会場)

おり海辺での余暇を楽しんでいただくために用意しました。特にコロナ禍では様々な行動制限もあったため、多くの方々にご利用いただきました。1区画5,500円からご利用いただけ、週末になると6区画全てが予約で埋まるほど、好評いただいています。マリーナの営業時間中はBBQ施設やマリーナトイレの他、更衣室や温水シャワーなど(一部有料サービス)もご利用いただけるので、お仲間やご家族でBBQをして過ごす方、岸壁で釣りをして楽しむ方、潮風にあたりながら読書する方、それぞれのスタイルで快適に過ごしていただけているようです。

また、「みかわ・にしうら海の駅」として認定されたマリーナですので、ボートでお越しになるビジターの受け入れも可能です。ボートでマリーナへお越しただいてキャンプ宿泊やBBQをお楽しみいただけるようになっています。

※キャンプ場はマリーナ業が一段落する10月以降に翌年の4月まで営業します。詳しくは、お問い合わせください。なお、日帰りBBQサイトは、通年ご予約可能です。

ボート免許事業とレンタルボートについてお聞かせください

藤原：より多くの方々がボートや水上オートバイを通じて海に親しむためには、ボート免許の取得は一つの登竜門で



サービスの藤原銀二郎さん



三河湾随一の海を楽しむ最高のロケーション

もあります。ボートも水上オートバイも仲間と一緒に乗って楽しい時間を過ごすことができますが、自身で操縦できればその楽しさもより一層膨らみます。ただし、楽しいだけではいけません。海上での危険な操縦がニュースなどで話題になるように、法令順守のみならずマナーの向上も一つの課題です。マリネジャーの健全なる発展・普及はマリネ業界全体の大きな目標でもあります。この度、「三河湾ボート免許センター」を設立し、より多くの方に海での楽しみ方を知っていただくと同時に、航行時のルールは当然のことながら、マリーナや水域利用時のマナーなども併せてお伝えできるよう、免許教習事業の基盤強化を図りました。

また、免許を取得した方から、「免許を取得したけれど購入までは…」との声が多いため、ヤマハマリネクラブ・Sea-Styleによるボート・水上オートバイ・スポーツボートのレンタル艇を用意させていただいております。マリネクラブへの入会手続きなどは必要ですが、整備の行き届いたボートなどを気軽にレンタル



手ぶらでBBQスペース

することができます。

＊

マリネショップアルファ・西浦シーサイドは蒲郡市西浦町にあります。アメリカズカップへの出場を目指したニッポンチャレンジチームが合宿していたのもここ蒲郡市で、古くからヨットやボート遊びが盛んな地域です。また、蒲郡市は漁業の盛んな地域でもあり、マリーナから数分のところには西浦温泉もありますので、海鮮もよし、温泉もよし、海遊びもよし、と魅力あふれる地域です。一度足を延ばしてみたいはいかがでしょうか。



マリーナ内にあるキャンプ施設

マリネショップアルファ／ 西浦シーサイド店

〒443-0105 愛知県蒲郡市西浦町倉舞52
TEL.0533-57-5315
BBQキャンプ問い合わせ：
TEL.0564-23-5558

協会だより

私たちは4つの事業を通じて
海洋レジャーの安全と安心をサポートしています。
私たちは海レ協(JMRA)です。



1. 令和6年度事業計画

令和6年度事業計画が3月12日開催の第36回理事会にて承認されました。

(1) ダイビングに関する緊急医療援助事業

(継続事業1＝安全事業部)

ダイビングの安全確保と健全な発展に寄与することを目的に、ダイビング事故等に対し専門医による応急医療相談やダイビングに理解のある医師の紹介及びダイビングの安全に関する情報の提供等を実施します。

1) 会員サービスの充実及び更新率の向上

顧客関係管理機能等を備えた会員管理システムを利用した会員サービスの実施、オンラインによる会員向け研修会の継続等により会員更新率の向上を図ります。

2) 新規会員の入会促進

各種イベントへの参加、Cカード取得者に対するリーフレットの送付等、DANの周知を継続して実施するとともに、パートナーシップメンバーとの関係を強化するなど新規入会者の拡大に努めます。

(2) 沿岸レジャーの安全活動事業

(継続事業2＝安全事業部)

海洋レジャーの安全と健全な発展に寄与することを目的に、各種沿岸レジャー活動の安全に関する知識の普及・啓発を図ります。

1) (一財) 社会スポーツセンターか

ら承継した事業の実施

「日本スポーツ協会公認スクーバ・ダイビング指導者資格認定事業」、「スノーケリング指導者養成事業」、「酸素供給資格認定事業」、「全日本スポーツダイビング室内選手権大会」等を実施します。

2) ダイビング安全講習会の開催

対面とWebの両方を活用したハイブリッド方式によるダイビング安全講習会等を開催します。

(3) 振興・普及事業

(継続事業4＝企画振興部)

海洋レジャーの振興と海事思想の普及及び当協会の知名度向上に寄与することを目的に、親水、舟艇の利用振興、広報宣伝等に係る業務を実施します。

1) 舟艇の利用振興業務の推進

海の駅ネットワークが、より社会の求める課題に向き合うため、地域との連携による「食育や海を安全に楽しむ機会を創出する新規事業」の立案等、事務局として各種業務の改革に取り組みます。

2) 当協会の収益事業の支援

免許保有者向け講習「JMRA操船講習」の令和7年度事業化に向けたテスト運用を開始します。

(4) 小型船舶操縦士の資格に係わる国家試験に関する事業

(収益事業＝試験部)

小型船舶の航行の安全を確保し、事故防止に寄与することを目的に、船舶職員及び小型船舶操縦者法の規

定に基づき、唯一の指定試験機関として国土交通大臣に代わって小型船舶操縦士国家試験を実施します。

1) 試験事業の適正な実施

実施体制の強化及び継続的な質の維持、向上に努め小型船舶操縦士国家試験を適正に実施します。

2) 事業収支の安定化

小型船舶操縦士国家試験を適正、確実に実施するため、受験申請者数の増加や国家試験コースのシェア拡大に努め、事業収支の安定化を図ります。

3) デジタル化への対応

事業全般のデジタル化について、受験者の利便性及び業務効率の向上を図るため、試験システムを再構築します。

(5) 講習事業

(収益事業＝講習部)

小型船舶の航行の安全を確保し、事故防止に寄与することを目的に、船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定に基づく小型船舶操縦免許証の更新講習、失効再交付講習、再教育講習及び登録小型船舶教習所教員研修を実施します。その他に遊漁船業務主任者講習、小型水難救助艇操縦士養成講習、登録小型船舶教習所管理者研修を実施します。

1) 更新等講習及び研修業務の適正な実施

更新等講習及び研修に係る業務を適正かつ確実にを行います。また、本事業に使用する講習器材の計画的な整備を行うとともに、必要な人員の

確保及び本事業に従事する者の資質向上に努めます。

2)事業収支の改善

更新講習の受講者数は5年周期で増減を繰り返す傾向がみられますが、近年の受講者数はなだらかな減少傾向を示しています。

収益の拡大と支出の削減を図り収支状況の改善に努め、協力事業者へのインセンティブ付与等を含めて対策を講じます。

3)デジタル化への対応

更新講習等業務のデジタル化について、受講者及び協力事業者の利便性を考慮した見直しを行います。

(6)プレジャーボート救助事業

(収益事業＝救助事業部)

プレジャーボートの安全確保に寄与することを目的に、プレジャーボートが機関故障等によって曳航救助又は伴走が必要な事案に遭遇した場合に、サービス海域内に配置された救助船により、最寄りの安全な係留地まで曳航するなどの救助事業を的確に実施し、人命の安全を確保するとともに二次災害の防止を図ります。

1)事故防止対策の周知

救助件数の削減に向け、救助要請のあった事案を分析し、具体的な事故防止対策について、会員、マリーナ及び募集代理店にパンフレット等の配布や安全講習会に講師の派遣等を行い周知します。

2)サービスエリア拡大

ニーズを踏まえたサービスエリアの拡大について検討します。

(7)その他の収益事業

前述の事業に加え、以下の収益事業に取り組みます。

1)ダイビング保険事業

2)船の文化検定に関する事業

3)所有艇等の貸出しに関する事業

4)小型船舶関係海事書籍等の販売に関する事業

5)教本出版事業

6)修了試験問題の提供に関する事業

2.役員人事

次のとおり、役員人事の変更が承認されました。

令和6年6月26日開催の第38回理事会にて、富士原康一理事が代表理事(会長)、江口満理事が代表理事(理事長)に選定されました。

また、池上宏理事が常務理事(業務執行理事)に選定されました。

3.評議員

令和6年6月26日開催の第19回定時評議員会にて、次の評議員の辞任が承認されました。

・佐伯 誠治 評議員

また、次の評議員の就任が承認されました。

・金子 純蔵 評議員

追悼

さようならポパイ



運輸省海上技術安全局(現国土交通省海事局)局長として、平成3年(1991年)7月の当協会の設立に関わり、平成15年(2003年)4月に会長に就任されて以来、20有余年にわたり協会運営に携わってきた“ポパイ”こと戸田邦司氏が昨年9月4日に逝去されました(享年88歳 公勲院海遊邦幸大居士 贈従四位)。

ご本葬は菩提寺「海獄寺」にて執り行われ、多くの関係者、海の仲間が参列し、別れを惜しましました。福島県いわき市の海辺に生まれ、幼少から海で泳ぎ、伝馬船を操り、学生時代はヨットレースに熱中し、運輸省では国際海事機関(IMO)等の国際舞台で活躍され、海上保安庁では巡視船の設計を担当されました。

当協会在職中は、海の駅事業(舟艇の利用振興)や船の文化検定事業(海事思想普及)の立ち上げ等に、厳しい中にも、時には優しくウィットにとんだご指導いただきました。

生前のご尽力に感謝するとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

一般財団法人
日本海洋レジャー安全・振興協会
役職員一同

2024.Vol.11

海洋レジャー 第11号

令和6年8月20日発行

発行元

一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会

Japan Marine Recreation Association

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町4-43 A-PLACE馬車道9F

本部(代表) : 045-228-3061

安全事業部 : 045-228-3066 ダイビングに関する緊急医療援助事業／沿岸レジャーの安全活動事業

救助事業部 : 045-212-9284 プレジャーボート救助事業

企画振興部 : 045-228-3068 振興・普及事業(本誌「海洋レジャー」担当)

試験部 : 045-264-4170 小型船舶操縦士の資格に係わる国家試験に関する事業

講習部 : 045-264-4171 講習事業(操縦免許証の更新・失効、遊漁船業務主任者講習)

www.kairekyo.gr.jp

(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会 役員、評議員の構成及び、 賛助会員一覧

(令和6年7月1日付)

評 議 員 名 簿

評議員氏名	所 属	役 職
荒田慎太郎	株式会社KODENホールディングス	理事(株式会社光電製作所 顧問 兼務)
大村雅一	公益財団法人日本セーリング連盟	前常務理事
岡部直己	公益財団法人日本海事広報協会	理事長
加藤 茂	一般財団法人日本水路協会	理事長
金子純蔵	一般社団法人日本マリン事業協会	専務理事
庄司り	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所	理事長
田久保雅己	株式会社舵社	顧問
竹長 潤	ヤマハ発動機株式会社	人事本部渉外部 渉外担当部長
辻村一郎	ヤンマーパワーテクノロジー株式会社	特機事業部船用営業部専任部長
南部大気	日本船具株式会社	代表取締役
春成 誠	公益財団法人マラッカ海峡協議会	理事長
松井正昭	株式会社マツイ	名誉会長
南 清和	東京海洋大学	学長補佐・教授
八畝 隆	一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会	理事長

(五十音順)

役 員 名 簿

役 職	氏 名	所 属
会長	富士原康一	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会
理事長	江口 満	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会
常務理事	池上 宏	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会
理事	金子光夫	学識経験者(前公益財団法人マリンスポーツ財団顧問)
	木田聡範	深田サルベージ建設株式会社 取締役東京支社副支社長
	庄司 勉	一般社団法人日本船舶機関士協会 業務執行理事・副会長
	高野裕文	日本小型船舶検査機構 理事長
	中村紳也	一般社団法人日本船長協会 会長
	宮下高行	ダイビング高圧ガス安全協会 会長
	村澤康弘	横浜ベイサイドマリーナ株式会社 専務取締役
	江口圭三	公益社団法人日本水難救済会 常務理事
監事	宮倉正行	一般財団法人次世代環境船舶開発センター 監事

(五十音順)

賛 助 会 員

法 人 名
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社
株式会社 朝日海洋開発
一般財団法人 尾道海技学院
一般財団法人 舟艇協会
一般財団法人 日本航路標識協会
一般財団法人 日本水路協会
一般社団法人 日本サーフィン連盟
一般社団法人 日本船舶電装協会
一般社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会
一般社団法人 日本マリン事業協会
國富 株式会社
クマスジェフ
公益財団法人 海上保安協会
公益財団法人 日本海事科学振興財団
公益財団法人 日本海事広報協会
公益財団法人 浜名湖総合環境財団
公益社団法人 関西小型船安全協会
公益社団法人 関東小型船安全協会
公益社団法人 九州北部小型船安全協会
公益社団法人 瀬戸内海小型船安全協会
公益社団法人 全国漁港漁場協会
公益社団法人 中部小型船安全協会
公益社団法人 日本海難防止協会
公益社団法人 日本水難救済会
国際化工 株式会社
政洋汽船 株式会社
株式会社 ゼニライトブイ
セントラルスポーツ 株式会社
損害保険ジャパン 株式会社
東京海上日動火災保険 株式会社
日本アクアラング 株式会社
日本海中技術振興会
日本小型船舶検査機構
日本船具 株式会社
株式会社パディ・アジア・パシフィック・ジャパン
深田サルベージ建設 株式会社
古野電気 株式会社
株式会社 マツイ
三井住友海上火災保険 株式会社
ヤマハ発動機 株式会社
ヤンマーパワーテクノロジー 株式会社

計 41法人

(五十音順)

